

一八世紀ロシアにおける宮廷クーデター研究の現状

―一七三〇年政変を題材に―

鈴木 佑梨

はじめに

本稿の目的は、一七三〇年政変を巡る既存研究の史学史的整理を試みることにある。ここではまず政変の時代背景を簡単に俯瞰し、その上で本稿の目的と構成について改めて簡単に触れることとする。

一八世紀のロシアはピョートル一世（一六七二・一七二五、在位一六八二・一七二五）とエカチェリーナ二世（一七二九・九六、在位一七六二・九六）という二人の皇帝の強力なイニシアテイヴのもとで、行政、軍隊をはじめとした様々な改革を実行し、西欧世界への仲間入りを果たした時代であった。その一方でこの時代は一七二五年のピョートル一世の死後、一七六二年のエカチェリーナ二世の即位までの間に六人の皇帝が現れ、大抵の場合その即位に際して宮廷クーデターという過程を経ていたために「宮廷クーデターの時代」とも称される。皇帝としての資質を著しく欠くとみなされている女性や幼児が相次いで帝位に就いたことから、この時代に対しては長い間、否定的な評価が下されてきた。たとえば、一九世紀の歴史家クリュチエフスキーは「宮廷クーデターの時代」という用語を初めて使用したとされるが、この時代を語

るに際して、「我々がこれから観察しなければならぬ諸現象は、最悪の危惧を乗り越えてしまうものであった。しかし諸事件の進行を先取りして、それ等が自らを裁く前にそれ等にたいして判決を下さないことをしよう。」という文言を用いている。⁽¹⁾ また彼はピョートル以後の皇帝たちについて「彼等はピョートルの改革をどう扱うべきか、それを継続すべきか、それとも廃止すべきかという全体的問題を自らに課さなかった。改革を否定するのでもなかった彼等は、改革全体を完成にもつてゆく力もなく、自分の当面する必要と偶然的な考量のままに、単に部分的に改革に変更を加えたが、しかし同時に自分の無能力または不注意によって改革の根幹部分を損壊していった。」とも評している。⁽²⁾ この時代に対する上記のような否定的な評価は根拠のないものではなく、これらの皇帝が寵臣の専横を許したり、奇抜な行動を取ったりしたという事実によって裏付けられるものであった。⁽³⁾

この時代を考えるに際して、鍵となる現象が前述の宮廷クーデターである。クーデターとは「支配階級の一部が現政権に対して、自己の権力ないし政権を掌握するために行う非合法的・実力的な奇襲」である。⁽⁴⁾ 一八世紀ロシアにおいて発生したクーデターは、宮廷という非常に限定された空間において次期皇帝、貴族や一部の聖職者などの限られた階級のみがかかわったという特徴を持つため、「宮廷クーデター」とすることが適切であると考える。クーデターはたとえ実際に血を流すことがなかったとしても、無秩序で暴力的な現象としてとらえられるものであるが、わずか三七年間にこれほど頻発するということ自体、宮廷クーデターがロシアにおいていわば一種の「政治装置」として機能したことを示していると言えよう。⁽⁵⁾

一八世紀における五回の宮廷クーデターの中でも、一七三〇年政変は武力による帝位の交代を含まず、専制の⁽⁶⁾ 続いていたロシアが立憲君主制になる可能性があったものとして事件直後から注目されてきた。またこの政変には程度差はあるものの少なくとも一三〇〇人以上の貴族が関与し、自分たちの望む政治体制などを稚拙ながらも表現した草案や嘆願書が現在に至るまで残っている。その点において当該政変は史料制限が多いとされる一八世紀前半ロシアの中でも恵まれてお

り、その分析によって一八世紀ロシア貴族の政治参加、あるいは彼らの思考や価値観、行動様式を探ることができる非常に重要な事件である。そして、ロシア史においてこの政変をいかに評価するのかという問題は、事件に勝利して即位したアンナ（一六九三・一七四〇、在位一七三〇・四〇）に対する評価のみならず、それとともに回復した帝政ロシアの専制体制への評価につながりうる問いかけであった。それゆえに研究の初期段階において宮廷クーデターの時代および一七三〇年政変に対して否定的な評価が下されたことにより、その後の政変研究は断続と紆余曲折を経ることとなった。

ソ連時代の研究者セドーフによると、政変に対するこれまでの研究は大きく二つの潮流に分かれている。一つは一九世紀の歴史家ソロヴィヨフやアレクセーエフなどによって代表されるもので、名門貴族を体现する最高枢密院 *Верховный тайный совет*⁽⁷⁾ が利己的な理由から寡頭政治を樹立することを目指し、専制の制限を企てたが、最高枢密院の計画を知ったその他の貴族たちがそれに反発したために、結果的に専制が回復されたという否定的な評価である。もう一方は同じく一九世紀の歴史家コールサコフ、カルノーヴィチ、ミリユコーフらによって代表されたもので、最高枢密院の試みは前述のような私利私欲によるものではなく、明確な立憲主義的意図を持つものであり、一部の貴族の支持を得ていたというものである。⁽⁸⁾ セドーフによる分類は非常に的確であるが、現代では政変をあえてこの二つのどちらかに位置づけずに距離を置く、あるいは双方を接合する状況を見出すことができる。したがって本稿では、政変に関する研究が三段階を経てきたという立場から、既存研究の史的整理を試みる。まず第一章で当該政変の概要を整理し、第二章で女性であったアンナが即位することができた要因を俯瞰する。第三章ではソロヴィヨフらによる否定的な評価が、第四章でコールサコフらによる肯定的な評価が現れたことをそれぞれ整理し、第五章でこれら二つの評価から距離を置き、一八世紀という連続した時代の一事件として政変を多角的に分析する潮流を明らかにする。そしてこれらの研究史の整理をふまえて、政変研究の課題と一八世紀ロシア政治史における宮廷クーデターの役割を提示したい。

一 一七三〇年政変概要

一七三〇年政変は一月一九日のピョートル二世の死から二月二五日のアンナによる約定書(コンディイイ Кондиийи) 破棄を経て、女帝が専制を回復する一連の事件である。⁽⁹⁾以下、本章では特に断りのない限り、当該政変の展開を阿部氏のとらえに従って整理してゆくこととする。⁽¹¹⁾

一七三〇年一月一九日の深夜、一四歳のピョートル二世(一七一五・三〇、在位一七二七・三〇)はモスクワのレフト宮殿において天然痘で急死した。彼はその若さのゆえに後継者を指名しておらず、またその死によってロマノフ朝の男系相続人が途絶えてしまったために、次代皇帝の選出について同日夜から最高枢密院内で会議が行われた。会議ではまずアレクセイ・グリゴリエーヴィチ・ドルグルキー公 Алексей Григорьевич Долгорукий (?・一七三八)⁽¹²⁾が、亡き皇帝の婚約者であった娘のエカチェリーナの帝位継承を主張して、ピョートル二世の偽の遺言状を提出した。しかしこの提案はすぐにドミートリー・ミハイロヴィチ・ゴリツィン公 Дмитрий Михайлович Голицын (一六六五・一七三七)⁽¹³⁾によって却下された。次にピョートル一世とエカチェリーナ一世(一六八四・一七二七、在位一七二五・二七)の娘たちが検討されたが、彼女たちが両親の結婚以前に生まれた非嫡出子であったために退けられた。その後、ピョートル一世の前妻であり、修道院にいたエヴドキヤも候補に挙がったが取り下げられた。この時、最高枢密院の実力者であったゴリツィンは、ピョートル一世の異母兄で共同皇帝でもあったイヴァン五世(一六六六・九六、在位一六八二・九六)の娘たちを候補者に推薦した。長女のエカチェリーナ(一六九一・一七三三)は、彼女が即位した場合に夫のメクレンブルク公(一六七八・一七四七)がロシアに影響を及ぼす恐れがあったために、結果として次女のクールラント公妃アンナが次期皇帝として選出された。最高枢密院は同日中に、陸軍元帥たち、元老院⁽¹⁴⁾、宗務院⁽¹⁵⁾、ゲネラリテート⁽¹⁶⁾を会議に召集し、アンナの選出を伝えた。⁽¹⁷⁾

少女時代のアンナは寡婦となった母や姉妹とともに、ピョートル一世から好意的な待遇を受けていた。アンナの母はピョートルの異母兄イヴァン五世の妻として尊重され、独自の宮廷を有していた。しかし、アンナと母との折り合いは悪く、そのことが彼女個人の「陰気な性格」に影響したとする見解も存在する。彼女は、一七一〇年にクールラント公と結婚するが、その後まもなく寡婦となり、クールラントに対する影響力を失うことを恐れたロシア政府の思惑によって再婚もロシアへの帰国も許されずに首都ミタウ（現ラトヴィア共和国イェルガヴァ市）で暮らしていた。権力も富もないクールラント時代のアンナの生活は厳しく、彼女は何度もピョートル一世や皇后エカチェリーナ、ロシア政府の高官たちに対して自らの窮状を訴え、送金を懇願する手紙を書いていた。しかしその願いが聞き入れられることは稀で、彼女の暮らしは相変わらず貧しいものであった。⁽¹⁸⁾このようなアンナの生活状況と、彼女が高官たちに対して取った謙虚な、あるいは卑屈な態度は次期皇帝を選考し、新たな政体を模索していた最高枢密院にとって魅力的に映ったことであろう。かくしてゴリツインが主導する最高枢密院はアンナ推戴に際し、彼女に一定の即位条件である「約定書」を課すことで合意した。

一月二二日には皇帝に選出された旨を伝える文書と約定書を携えたヴァシーリー・ルキーチ・ドルゴルーキー公 Василий Лукич Долгорукий（一六七二・一七三九）⁽¹⁹⁾を団長とする使節団がミタウに送られ、二三日には最高枢密院内部で新たな政体に関する議論が行われてゴリツインの計画が承認された。そして他の貴族らに対して一連の内容を公示する時期はアンナの返事を受領した後ということと合意した。一方、元老院院長 генерал прокурор ⁽²⁰⁾パーヴェル・イヴァーノヴィチ・ヤグジンスキー Павел Иванович Ягужинский（一六八三・一七三六、院長位一七二二・二六、一七三〇・三五）は、皇帝選出が最高枢密院のみによって行われたことに不満を抱き、アンナに最高枢密院を信用しないように警告する密使を送っていた。その後この密使は使節団によって捕えられ、モスクワへ護送された。⁽²¹⁾

ピョートル二世が亡くなった日は、本来ならば彼の婚礼が行われるはずの日であった。それゆえに、首都モスクワには祝典に出席するために多くの貴族たちが集結していた。彼らは亡き皇帝の葬儀に出席した後、最高枢密院によるアンナの

皇帝選出と約定書について噂を聞き、それぞれに憶測を重ねていた。その後、使節団がアンナから約定書受諾の署名がある文書を持ち帰ると、最高枢密院は二月二日に会議を開き、元老院や宗務院の代表者、ゲネラリテートおよそ八〇人を召集した。会議ではアンナの即位承諾書と、アンナからの申し出という形で約定書が読み上げられた。この約定書の意図が理解できないとして、参加者たちの間に疑念や動揺が広がると、それを受けたゴリツインは、新たな政体を作るために良い案があれば文書で提示してほしいと発言し、それらの意見を検討することを約束した。こうして貴族たちによる草案の作成・提出の動きが活発化していった。⁽²²⁾

これらの草案のほとんどは、アンナの皇帝選出については異論を述べず、それぞれの署名者たちの要求が端的に表現されている。草案を受け取った最高枢密院は、軍役の軽減といった貴族の要求に応える具体策を盛り込んだ補足文書 *пополнение* ⁽²³⁾ を作成することで譲歩を示した。これは確かに貴族の不満を緩和するものではあった。しかし依然として大きな争点であった最高枢密院を中心とする名門貴族による寡頭支配の性格が色濃く、多くの貴族たちは最高枢密院の真意を測りかねて反発した。それは首都に集まった貴族のみならず、地方の貴族にも広まった。⁽²⁴⁾

最高枢密院は貴族たちの反発を認識しつつも、具体的に彼らを説得しその同意を取りつけるために積極的に動くことはなかった。その後、二月一〇日にアンナが使節団とともにモスクワ近郊フセスヴァツコエ村に到着し、最高枢密院から禁止されていた「近衛連隊連隊長 *полковник* にして騎兵連隊中佐 *капитан* として宣言し、将兵にウォッカを振舞う」という新皇帝即位の慣例行事を行うと、最高枢密院に反発する貴族たちは活気づいた。「病床」⁽²⁵⁾ にあつた最高枢密院議員のアンドレイ・オステルマン *Андрей Остерман* (一六八六・一七四七)⁽²⁶⁾ もこの知らせを受けて回復し、貴族たちへの働きかけを行った。⁽²⁷⁾ 一五日にアンナがモスクワへ入ると、最高枢密院をはじめとする高官たちは「専制君主ではなくたんに女帝に對して、そして『祖国にたいして』」⁽²⁸⁾ 宣誓した。

一方貴族たちはそれぞれ集会を行い、この過程でアンティオフ・ドミートリエヴィチ・カンテミール *Антиох*

Дмитриевич Кантемир (一七〇四・一七四四) は専制政治の復活を求める嘆願書を起草して署名を集め、またヴァシーリー・ニキーチチ・タチーシチェフ Василий Никитич Татищев (一六八六・一七五〇) も別の嘆願書を起草して署名を集めた。文人でもあった彼らが政変においてこうした側面に参加した点に一八世紀ロシアにおける文化人の公的性格を認めることができる。二四日にはオステルマンがアンナに最高枢密院の陰謀を報告し、フェオファン・プロコポヴィチ Феофан Прокопович (一六八一・一七三六)⁽²⁹⁾ も、最高枢密院が他の貴族の意に反して一方的に皇帝の専制権力を制限しようとしているという旨の密告書を忍ばせた時計をアンナに送った。この時には政変における貴族たちの党派構成がほぼ確定し、それぞれが自らの集団が求める政体の実現を目指して同調者を集め、嘆願書を作成していった。また最高枢密院側も反対派の逮捕を決定していた。

二月二五日、クレムリンには最高枢密院、元老院、ゲネラルイテートをはじめとする貴族らが集まっていた。最高枢密院の意図では、貴族たちから提出されていた嘆願書を正式に吟味し、新たな政体を決定するはずであった。そこでまず、彼らは用意された嘆願書をアンナと最高枢密院において合議することを要求した。しかしアンナはこれを退け、その場で審議することを宣言した。これを受けてニキータ・ユリエーヴィチ・トルベツコイ公 Никита Юрьевич Турецкой (一七〇〇・六七) が、アンナによる約定書の署名に感謝し、国家の統治形態を決定するためにゲネラルイテートやその他の貴族の中から、一族から一人ないしは二人で構成される委員会を設置してほしいという旨の嘆願書を提出した。⁽³⁰⁾すると出席者や広間の内外に予め配備されていた近衛兵たちの間で動揺が起り、ある者はトルベツコイの提出した嘆願書に署名しないようにアンナに要求し、また別の者は専制の回復を求める嘆願書を読むことを要求した。そこで、カンテミール起草の嘆願書が読み上げられた。⁽³¹⁾そこにはアンナがミタウで署名した約定書を破棄して専制を回復し、さらに重要機関の欠員を補充する際や統治形態を決める際には一般貴族の代表者を参加させることを願う内容が盛り込まれていた。それによって、それまでアンナには約定書が「人民の同意」⁽³²⁾によって作成されたと伝えられていたにもかかわらず、実は最高枢密院

の独断によるものであることが暴露された。アンナはミタウで自らが署名した約定書を取り出させて参会者の前でそれを破り捨てるといふ行動によって、事実上約定書を破棄し、こうして最高枢密院の試みは失敗に終わった。三月一日には改めて「専制君主」アンナに対する宣誓式が各地の聖堂や教会で行われ、翌二日には一般貴族の要望に應える形で、二人で構成される元老院が復活した。ただし、議員の選任に際しては貴族による選出は行われず、アンナ自身によって任命された。これに伴い、最高枢密院は四日付の法令によって廃止された。³³最高枢密院の構成員の大部分は元老院へと配置転換され、その後、彼ら「政変の責任者」には追放・流刑・処刑といった処遇が下された。このように一七三〇年政変は結果として専制の回復をもたらしたが、その過程が複雑であるがゆえに、その後の政変研究の展開にも影響を与えてゆくこととなる。

二 一七三〇年政変をめぐる諸問題―アンナの即位要因

最高枢密院が新しい皇帝に約定書を課した要因は、アンナが皇帝としての資質を欠くとされる女性であったことに存在する。そこで本章では女性であるアンナの即位について、皇位継承に関する法の制定と皇族の女性をめぐる状況の変化という二点に着目して、簡潔に整理する。

これまで概観してきたように、政変のきっかけともいえるべき最高枢密院による皇帝選出は紆余曲折を経てきた。その大きな要因は、ピョートル一世が一七二二年に発布した帝位継承法にあったといえる。それまでロシアには明文化された皇位継承原理が存在しなかったため、帝位継承法はロシア史上初となる皇位継承に関する成文法であった。この法令は在位中の皇帝が後継者を指名することを原則としたもので、後継者に対して性別、身分、宗教、出身などの制限を一切加えなかったものの、今回の事例のように皇帝が存命中に後継者を指名しない場合については何ら言及がなかった。³⁴帝位継承法

のこうした問題点がエカチェリーナ一世とピョートル二世の即位問題で露呈し、次いで今回のアンナ選出問題を引き起こしたといえる。ただし、アンナの立場からするならば、帝位継承法の欠陥による先々代皇帝エカチェリーナ一世の即位という前例こそが、彼女の即位をよりスムーズにしたとも見ることができ⁽³⁶⁾。なぜならば、エカチェリーナ一世はピョートル一世の皇后という地位こそ有していたものの、出自はリトアニアの農民の娘という卑しいものであった。そして彼女はピョートル一世の遠征にたびたび同行していたために兵士たちからの支持を得ていたが、教養や皇帝としての政治的資質は非常に乏しかったからである。この女帝が五年前に即位した事実が、イヴァン五世の血を引くアンナの皇帝即位に対する心理的な抵抗を弱めたことは確かであろう。

アンナが帝位に就くことができたもうひとつの要因は、ピョートル改革に伴って高貴な身分の女性の活動範囲が拡大したことにある。一七世紀中葉に外務官署で勤務していた亡命ロシア外交官コトシーヒンの手記によると、ピョートル一世前夜の皇帝の姉妹や娘たちは「まるで隠遁修道女のように暮らしていて、めったに人を見ることも人に見られることもなく」日々をすごしていた。彼女たち皇女は結婚することもできなかった。なぜならば「公や貴族は彼女らの奴隷だからであって、実際、公や貴族自身が嘆願書のなかで自らを奴隷と名乗っていて、主人たる女性が奴隷に嫁ぐのは永遠の不名誉と見なされていたからである。また彼女らを他国の王子や公と結婚させる習慣もない。両者の信仰が違っているし、自分の信仰を捨て、恥をさらすことができないからである。さらにまた彼女は他国の言葉や風習を知らず、恥をさらすことにもなるからである」⁽³⁶⁾。その後、ヨーロッパ諸国との結びつきを求めたピョートル一世の時代になると、皇族の女性は積極的に外国に嫁がされるようになる。一七一〇年にクルラント公と結婚したアンナをはじめ、一七一六年にはメクレンブルク^{II}シユヴェリーン公と結婚したイヴァン五世の娘エカチェリーナ、一七二五年にホルシュタイン^{II}ゴットループ公（一七〇〇・三九）と結婚したピョートル一世の娘アンナというように、皇女たちは続々とヨーロッパの公国に嫁いでいった。これらのピョートルによる諸政策がモスクワ大公国時代では考えられなかった女帝の即位及び「宮廷クーデター

の時代」を可能にし、今回の政変の引き金となったのであった。

三 一九世紀半ばまで―「寡頭体制樹立の試み」

これまでの政変研究がそれほど活発に行われてこなかったのは、政変直後から一九世紀半ばにかけて、一七三〇年政変を最高枢密院による寡頭政治体制樹立の陰謀およびその失敗とする否定的な評価が形成され、長らく定説として受容されてきたためである。そこで以下、特別の断りがない限り、プロトニコフらの整理に従って二つの評価を整理する。本章では政変に参加した歴史家タチーシチェフを中心に、彼の記述をもとに学術的に政変を位置づけたソロヴィヨフを加えて否定的な評価の形成とその問題点、受容の過程を、次章ではこうした評価への反省から生じた肯定的評価をコールサコフを中心としてそれぞれ俯瞰してゆく。⁽³⁷⁾

政変に関する初期の記述は、政変の参加者であるタチーシチェフとプロコポヴィチの著作などに見ることができ⁽³⁸⁾。彼らによると、政変とは最高枢密院、特に一族から複数の議員を輩出していたドルゴルーキー家とゴリツイン家が、それぞれの家門の利益のために自らの一族を中心とした寡頭貴族政治を樹立しようとしたものの、その他の貴族が女帝に専制を求める嘆願書を提出することによってその企てを阻止し、合法的にロシアの専制体制と国家を守ったという事件であった。⁽³⁹⁾これらの叙述の特徴は政変によって回復した専制の擁護と結びつけて、政変を「寡頭体制樹立の試み」と位置づけている点にあり、それは専制を最上の統治形態とする当時の潮流に即したものであったといえよう。

アメリカの研究者ウィッターカーによると、一般に一八世紀ロシアの有識者たちは、西欧の絶対主義 *absolutism* とロシアの専制 *самодержавие* を同一視する傾向にあり、その上で政府形態を専制政治、貴族政治、民主主義の三つに集約されたととらえていた。⁽⁴⁰⁾しかしそれぞれの政府形態が墮落すると専制政治は独裁政治へ、貴族政治は寡頭政治へ、民主主義は

無政府状態へ化してしまう危険性があった。大国であるロシアにおいて過去の歴史的事例を鑑みると、専制の時代に経済的に繁栄し、強大になった一方で、専制でなかった時代に衰退と領土縮小を引き起こした。それゆえに彼らは独裁の危険があっても専制が最適であるという共通認識を有していた。⁽⁴¹⁾ その一方で個々の有識者たちによる専制の解釈は異なっており、一八世紀にはそうした解釈学的歴史こそが評価され、作品としての歴史には著者自身の認識が反映されるべきとされた。⁽⁴²⁾ このような認識を背景に持つタチーシチェフらが、政変の最終局面において専制護持の立場を採り、その叙述において政変に対して基本的に専制擁護の論調を取ったことは一見妥当であるように思われる。しかしながら、彼らの政変における思想や行動とこれらの叙述を照合すると、そこには幾分か乖離が存在する。

たとえば、タチーシチェフと彼が起草した政治草案から、政変時の彼の思想や行動を見てみよう。タチーシチェフは最高枢密院の提示した約定書に署名をした後、新たな政体を作るための提案を求める最高枢密院議員ゴリツインの発言に応じて、かねてより知遇を得ていたチエルカスキとともに三六四人草案⁽⁴³⁾を作成している。この草案においては、各身分の特権の拡大とともに最高権力機関の増員を要求しているが、女帝による専制の回復を求める文言は特に認められない。タチーシチェフが専制護持の姿勢を見せ始めるのは、三六四人草案提出後にオステルマンとチエルカスキが秘密裏にアンナに接近し、専制護持派を形成・拡大していく過程においてであり、専制護持を求める二月二五日の嘆願書⁽⁴⁴⁾に署名することによってようやくそれが明らかになるのである。

こうした行動を取る一方で、タチーシチェフは政変後に作成した論文において、現状の統治形態である専制を変える必要はないとしつつも、一般の貴族階級が国家の統治形態を決める権利を有すると述べている。その他にも立法権を本来皇帝に属するものと認めながらも、実質的には最高統治機関（元老院）にその権限を与え、最終的に皇帝の承認を得るべきだと記している。⁽⁴⁵⁾ 以上より、タチーシチェフが政変当初は立憲君主制を志向しており、専制の回復を望んでいたのではなかったこと、そして公的に「専制擁護」を表明してからも皇帝の権力がある程度制限し、貴族の法的権限の拡大を志向し

ていたことが窺える⁽⁴⁶⁾。またプロコポヴィチもその著作において最高枢密院を辛辣に批判していたが、実際の政変において最高枢密院起草の約定書に最初に署名を行っており、政変当初から最高枢密院の方針に反対していたとは言いがたい。このようにタチーシチェフやプロコポヴィチの叙述は、政変後のロシア貴族をはじめとする統治階級が政変を一般にどのようにとらえていたかを示した一次史料として貴重である。しかし、彼らの「専制擁護」と政変への否定的な評価は字義通りに受け取るべきではないし、彼らが政変の当初から一貫して専制を支持していたのではないことは十分に留意すべきであろう。それにもかかわらず、一九世紀に至るまでこれらの記述は無批判に受け入れられてゆくこととなる。

一九世紀半ばにロシア史学が学術的に発展しはじめると、それとともに一七三〇年政変も研究対象として扱われるようになり、最高枢密院文書や外交官の公用文書、関係者や目撃者の回想録および証言などを用いた詳細な記述が試みられた。特にソロヴィヨフは約定書の抜粋や最高枢密院による草案の原本などを紹介した上で、貴族による政治草案の提出活動を最高枢密院による譲歩とし、こうした譲歩をもってしても貴族の離反を防ぐことはできなかったとする見解を示した⁽⁴⁷⁾。そして政変を最高枢密院による寡頭政治の陰謀と評価し、貴族社会が最高枢密院の計画を承認しなかったことが陰謀の敗因であると位置づけた。ただしこれはソロヴィヨフ独自の史料分析に基づく評価ではなく、先述のタチーシチェフ、プロコポヴィチのような政変の当事者たちの叙述を論拠としたものであった。特にプロコポヴィチによる否定的な叙述がこうした後世の政変評価に多大な影響を及ぼしたことはこれまでもセドーフをはじめとした多くの研究者によって指摘されており、本稿で改めて言及するまでもないであろう。しかし当時の史料の限界もあり、ソロヴィヨフらは史料批判を十分に行わないままプロコポヴィチらの叙述を過剰に信頼し、受容した。これはソロヴィヨフに限らず、同時期の歴史家であるシチェバリスキーやポポフにも共通して見られた傾向であり、ソロヴィヨフの有する権威の大きさゆえにこの否定的な評価はその後長い間多くの歴史学者に影響を与えていった⁽⁴⁸⁾。

四 一 九世紀後半——「進歩的立憲主義の試み」

一九世紀後半になるとソロヴィヨフらによる解釈は政変をやや単純化しすぎているとの反省から、これとは異なる角度からの政変解釈が現れるようになる。たとえばその端緒となったカルノーヴィチは政変について最高枢密院の試みが成功していたならば国家の展開における本質的な変革になりえたが、最高枢密院は適切に対処することができなかったという評価を下している。彼によると、最高枢密院もその他の貴族も本質的に同じ社会層であり、後者はその影響力がそれほど大きくないことに不満を抱いていたがゆえに最高枢密院の行動に同意しなかった。そしてこうした最高枢密院と貧弱な政治的思想を抱いた貴族の紛争に、近衛連隊を味方につけた女帝が介入し、約定書の破棄へ至ったのだとする⁽⁴⁹⁾。最高枢密院による政変の動機を利己的なものとする点についてはソロヴィヨフの見解の継承が見られるが、政変や最高枢密院に対する従来の否定的な評価に対し、カルノーヴィチは肯定的とはいえないまでも、より視点を広げた解釈を行ったといえよう。

政変における最高枢密院の行動に対して一定の評価を与えるこのような立場はコールサコフによって確立されてゆく。彼は学位論文『アンナ・イオアンノヴナの即位』において現存する史料のほぼすべてを収録・紹介し、その実証的な研究によって政変をはじめて学術的な研究対象へと押し上げた。コールサコフによるとゴリツインを中核とする最高枢密院の試みは利己的な動機に基づくものではなく、立憲主義的体制を創造する意図があり、一部の貴族によって支持されていた。このように最高枢密院以外の貴族を一枚岩とする従来の解釈を否定し、彼らを細分化された集団から成る専制支持派と専制反対派の二つに分類したことに彼の研究の最大の特徴が存在する⁽⁵⁰⁾。その上で彼は、貴族がそれぞれ様々な集団に属しつつも、非常に流動的で変化しやすく、独特の矛盾に満ちており、その状態こそが最高枢密院の行動を制限してい

たと推測した。しかし彼は最高枢密院が権力に対して過剰な執着を有していたことを根拠もなく前提とし、それに伴い最高枢密院による約定書や補足文書などの政治草案の多くが貴族にとって不利益なものであると一方的に位置づけており、留意が必要である。また彼の解釈によると、政変の失敗はロシアの立憲的發展における悲劇的な打撃であり、そこに最高枢密院の計画を挫いたロシア貴族の政治的限界が存在したのである。こうした見解は、それまでの一面的な評価を反省する点においては有用であるものの、やや短絡的に過ぎよう。確かにゴリツインは約定書を立憲制導入の第一歩として構想していた。しかし多くの貴族は読み書きをはじめとした文化的素養が低く、それぞれの職務に関する専門知識も貧弱であったため、彼らがゴリツインの思想を現実に理解できていたのかは非常に疑わしい⁽⁵¹⁾。加えて専制思想の賛否のみをもって貴族を分類する手法はやや結果主義的な面が否めず、この点にもコールサコフの研究の限界があるといえよう。なぜならば、政変において専制が表立って争点となるのは最高枢密院が約定書を貴族らの前で明らかにしたときからではなく、むしろ最高枢密院議員オステルマンとチェルカフスキーが提携し始めた時期からである。そして最終的に専制という錦の旗印をもってアンナを支持する貴族たちが勝利したものの、先述のチャーシチエフの例を挙げるまでもなく、これらの貴族が思想において、皇帝の無制限の権力を是とする専制を必ずしも支持していたわけではなかったからである。とはいうものの、コールサコフの研究は、史料紹介の点においても緻密な考察の点においても、一七三〇年政変研究の基礎を築いたものとして今日に至るまで有益であり続けている⁽⁵²⁾。

コールサコフの姿勢を引き継いだミリユコーフは、スウェーデン側の一次史料を用いて史料を拡充し、コールサコフの論説に論理的整合性を与えた。彼によると、政変当初から最高枢密院以外の貴族は立憲主義者と専制主義者に明確に分かれていた。そして最高枢密院は、本来協力者として取り込むことが可能であったはずの立憲主義派を自らの非妥協的な態度によって専制支持派との共闘へと走らせ、結果として彼らの改革運動は失敗した⁽⁵³⁾。ミリユコーフの研究は貴族集団を専制以外の論理を交えて分類することにより、その流動性を明らかにし、また政変における貴族の思想の一端をより具体的

に示したといえよう。

こうして政変には寡頭体制の陰謀と立憲主義的試みという二つの対照的な評価が与えられることとなったが、学界ではプロコポヴィチの叙述の影響を強く受けたソロヴィヨフらによる論調が依然として優勢であった。たとえば祖国史を編纂したソ連時代の歴史家プロターソフは、一七三〇年政変とは絶対君主制の最終発展の時期に生じた、あまり重要でない党派間の権力争いに過ぎないと断じており、ソロヴィヨフらの評価を支持している。⁽⁵⁴⁾ソヴィエト歴史学においては民衆運動や階級闘争を重視する一方で、これらに反するものとみなされた帝政時代に対しては否定的な評価を下すことが主流となっており、政変に対するプロターソフの評価もその中に位置づけられる。そしてこのような評価はソヴィエト解体後にも影響を及ぼしている。

たとえば一八世紀史研究者であるアニーシモフは最高枢密院の計画の杜撰さを痛烈に指摘し、そこにこそ政変を寡頭体制樹立の試みと位置づける理由が存在するとした。⁽⁵⁵⁾またチエルニコヴァも最高枢密院の行動をピョートル改革に対する貴族反動の初期段階として否定的にとらえ、政変が名門貴族による無制限の権力獲得を目指したものであるとした。⁽⁵⁶⁾そして史料のアクセスの難しさから、ロシア人研究者の用いた史料や分析をもとに独自の研究を進めた欧米においても同様の影響を見ることができるといえる。たとえばやや時期は前後するものの、アメリカの研究者であるランセルは、一七三〇年政変全体を扱った論文で、最高枢密院の試みを限定的な寡頭政治の企てとする点においてソロヴィヨフらの見解を支持している。その上で彼は最高枢密院に反対する貴族や専制支持者は合理的で、自らの階級の関心を理解していたとし、一七三〇年政変とは旧大貴族が体現する最高枢密院とピョートル勤務階級（官等官）が体現する最高枢密院反対派の対立という図式であると説明した。⁽⁵⁷⁾また、一八世紀を専門としないモスクワ大学教授クリュチエフスキも同様の立場から政変を位置づけ、講義を行った。⁽⁵⁸⁾このような動きによって政変に対する否定的な評価は学界のみならず、ロシアの社会層に対しても大きな影響を与えてゆくこととなる。こうしてソヴィエト時代までの政変研究においては、寡頭体制樹立の試みという評

価に比重が置かれてはいるものの二つの評価が併存してゆくこととなった。

五 現代の歴史家たち——二つの評価を超えて

ペレストロイカおよびソ連解体以降、ロシア国家の発展における帝政期の役割が積極的に見直されるようになる。このような潮流の中で一八世紀に関しては、従来ピョートル改革やエカチェリーナ二世の治世と断絶するものとしてとらえられてきた「宮廷クーデターの時代」の再考が進められていった。⁽⁵⁹⁾ これらの研究の大きな特徴は、当時の政策や統治階級への分析を通じて、「宮廷クーデターの時代」を含めた一八世紀ロシア全体を連続した改革の時代と位置づけたところにあるだろう。⁽⁶⁰⁾ なかでもアメリカを中心とした欧米では一足早く「宮廷クーデターの時代」の見直しをはじめ、一八世紀の貴族を中心とする統治構造や彼らの血縁関係、パトロン・クライアント関係を明らかにすることにより、そうした関係性における宮廷クーデターの意義づけが行われるようになった。⁽⁶¹⁾ 一七三〇年政変に関する研究においては、寡頭体制樹立の試みと進歩的立憲主義の試みという二つの評価のどちらかに位置づけることを目的とする従来のあり方から脱却し、どちらかの評価に限定せずにこれらを接合して多角的に政変を分析し、その実態を明らかにしようとする動きや、そもそも政変評価そのものにあまり深入りしない立場が徐々に現れるようになる。そしてこうした動きとともに、一八世紀ロシア政治史の連続性という大きな流れの中で政変を位置づける傾向がみられるようになる。そこで本章ではいくつかの研究に焦点を当ててその独自性を整理した上で、従来の二つの評価から距離を置いた政変研究の新たな潮流について、再構築し、問題点を考察してゆく。

第二次世界大戦後の近世ロシア史を牽引してきたラエフは、一八世紀ロシアをピョートル改革に伴う政治システムと、その不完全性に対応した時代ととらえた。従って彼にとっての政変とは寡頭体制の試みでも立憲主義の試みでもなく、

ピョートル改革の欠陥を露呈し、それを改善することの難しさを明らかにした事件であった。そして政変において貴族が最高枢密院の意図に反する行動を取った理由を「ある特定の機関や、限られた範囲のエリートの地位を制度化して官僚制化することが、国家の勤務員大衆に対して、より大きな安全をいつかは保証することになるとしても、彼ら勤務員は、そうした試みよりも、人格的な専制権力のほうを好んだ」ことであつたとした。加えてドルゴロキー一族のような寵臣や、彼らをはじめとする最高枢密院が実現しようとしていた支配に反対する動きを結集させる存在であつたのが、当時権力を失つて形骸化しつゝあつた元老院であるとし、政変における意義を強調した⁽⁶²⁾。また、彼は先述のコールサコフが用いた史料をはじめとていくつかの政治草案を英訳し、これらの史料の内容分析から独自に政変時の貴族を最高枢密院、ゲネラリテート、その他の官等表貴族に分類した。このような点においてラエフは貴族を細分化された集団とみなすコールサコフの立場を継承しているといえよう⁽⁶³⁾。しかし彼の関心は従来の一七三〇年以前の二つの評価のどちらかに与することではなく、あくまでも政変をピョートル改革の不完全性の発露として、改革の時代たる一八世紀ロシア政治史の流れの中に有機的に位置づけることであつた。

一方、ミーハンロウオターズは官等と氏名が記載された一七三〇年はじめのゲネラリテート一七九人のリストに、社会的出自や財産状況、そして一族にゲネラリテートがどの程度存在するかといったデータを加えたものをプロソポグラフィック的手法で分析した。彼女の研究も、それまでの二項対立的な政変評価に依存するのではなく両者を接合し、更にピョートル改革前夜からのエリート貴族の連続性から政変を再構築したという点において注目すべきであろう。彼女は自らの研究をソロヴィヨーフによる評価を継承するランセルと基本的に同じ立場であると位置づけているものの、その一方でコールサコフの貴族分類をもとにその政変を試みている。彼女によるとロシアの政治システムは、専制とエリート貴族の複雑な関係性によって成り立つ。その実際の機能と貴族の果たした役割は、政治危機の時に表面化するとして、歴史家がこの政変を扱う意義を強調し、貴族間の関係性に対する自身の関心に基づき、丁寧な政変描写を行った。加えていくつ

かの政治草案の内容分析を通して貴族階級こそが政変において指導的立場を貫いていたと指摘している⁽⁶⁴⁾。彼女の関心は、それまでピョートル改革前後でエリート貴族の大きな入れ替えがあったとする学説に対して、ピョートル一世が新たな人材を採用しつつも従来のエリート貴族を利用し、組織化していたという人的連続性を指摘することであった。それゆえにこうした立場から彼女は最高枢密院の試みの失敗の理由を次のようなものと分析した。すなわち、ピョートル改革以降も、モスクワ大公国時代の名門貴族などのいわゆるエリート層が依然として高い政治的・経済的地位を保持し、政治と財産に関する内輪争いと共謀を繰り返していた。しかし彼らは、自由裁量の皇帝権力によって財産を下賜・没収されるという状況に置かれることで、皇帝に生殺与奪権を握られ、皇帝に依存しなければ生きていけない状況にあった。このような皇帝に対する依存の強さゆえに、本来社会・経済的に優越性を持つはずの貴族は、政変において専制の制限につながる立憲君主制などの統治形態に移行できなかったのである⁽⁶⁵⁾。このようにモスクワ大公国時代から続くエリート貴族の連続性こそ政変の失敗理由があるとしたミーハン・ウォーターズの解釈は、一八世紀という時代の連続性の中に政変を位置づけ、一八世紀ロシアが抱えていた政治的問題点の発露の場として政変をとらえたという点でラエフと同様の立場にあるといえよう。

また帝位継承を通じて一八世紀の分析を試みたウィッタカーの研究も、政変への言及を行っている。彼女はペレストロイカ以降一八世紀研究を本格化させていったが、一八世紀帝政ロシアの統治構造が皇帝とエリート貴族との関係性によって作られるとしている。そして一八世紀の帝位継承に際して帝位継承法の不備を補うものとして①皇帝による指名、②王朝的正当性（血統）、③適性、④人民による「選挙 election」があったとし、特に人民による「選挙」の重要性に着目した。そして派閥間の陰謀、武力行使、側近政治や外国からの介入によって次代皇帝が決定すると、近衛兵やその場に居合わせた貴族が歓呼でもって迎える「合意」こそが「選挙」であり、まさに一七三〇年政変におけるアンナの推戴はこのエリート貴族による「選挙」によるものであったと分析している⁽⁶⁶⁾。このようにウィッタカーはピョートル一世による帝位継

承法が有効であった一八世紀における帝位継承の独自の仕組みの中に、政変によって即位したアンナ推戴を位置づけることで、ラエフやミーハン・ウォータズ同様に一八世紀の連続性の中で政変の再定義を行っているといえよう。

以上のように政変に関する近年の研究は、寡頭体制樹立の試みと進歩的立憲主義の試みという二つの評価のどちらかに位置づけることを目的とする従来のあり方から距離を置き、一八世紀を一つの連続した時代とする観点から個別のテーマに沿って政変の実態を明らかにすることを試みた分析が進められている。それはロシアの帝政を支えた統治階級の実態を解明するという問題意識を共通に有し、そこから統治階級における血縁関係やパトロン・クライアント関係、彼らの関与した統治構造、一七世紀からの連続性などといった個別のテーマへと派生する一八世紀ロシア政治史の研究のあり方と連動するものである⁽⁶⁷⁾。

こうした近年の動向は、政変評価に決着をつけることに固執していたそれまでの二つの潮流に新たな視点を提示したという点において重要である。本来一七三〇年政変は両義的で、アンナに専制の回復を嘆願し、最高枢密院の企てを挫いた貴族の立場から見ると寡頭体制樹立の試みと位置づけられる。また皇帝による専制を制限して新たな統治形態を樹立しようとした最高枢密院からするならば進歩的立憲主義の試みと定義づけられる。それゆえに、二つの評価に決着をつけることは非常に困難である。現代の歴史家たちの関心は、二つの評価からある程度の距離を置き、政変におけるエリート貴族の人間関係や帝位継承のシステムに焦点を置くことで、一八世紀ロシアの政治システムを再構築することにあるといえよう。このように政変そのもののだけではなく、一八世紀という大きな時間軸の一要素として政変を分析することにより、政変における人的関係や貴族たちの抱いていた政治思想などの面が次々と明らかになってきている。しかしその一方で、政変そのものの展開や全体像がなおざりになっているという状況も生じている。またペレストロイカ以降、政変に関与したプロコポヴィチ、ゴリツィン、タチーシチェフらに関するそれぞれのモノグラフによって、当時の貴族、知識人の思想を明らかにしようという動向も現れるが、やはりその多くは政変そのものにあまり言及していない⁽⁶⁸⁾。それは特に欧

米の研究者に顕著な問題であるが、一次史料へのアプローチの制約から積極的に政変を位置づけることへのためらいによるものであろう。あるいは一八世紀という大きな枠組みを設定しても、やはりピョートル一世やエカチェリーナ二世の治世に比重が置かれやすいということもあるであろう。

近年ロシア本国においては、プロートニコフとクルキンが積極的に政変に関する論文や研究書を発表し、従来の二つの評価から意図的に脱却してこれまでのロシア内外における研究を包括し、政変をミクロな視点とマクロな視点を交えて多角的に解釈しようと試みている。⁽⁶⁹⁾特に一七三〇年政変そのものを扱った『一七三〇年一月一日〜二月二十五日…事件・人々・史料』では、政変に関する多数の史料を分類、紹介し、政変に関与した貴族の思想や各草案の署名者の背景を明らかにしようとした意欲的な研究である。⁽⁷⁰⁾こうしたデータをもとに政変研究の更なる進展が期待されている。

おわりに

以上のように、一七三〇年政変に関する研究は三つの段階を経ながら進展してきたといえるが、なにより初期の否定的な評価が大きな影響を及ぼしてきた。繰り返しになるが論点を整理すると、まず政変参加者の叙述を用いて、ソロヴィヨーフらが最高枢密院による寡頭政治体制樹立の試みの失敗として政変を否定的に評価した。次いでコールサコフらが、こうした単純化の傾向を見直す形で、政変を進歩的な立憲主義と肯定的に評価した。しかし後者はやや政変を理想化しすぎていくさらいがあり、またソロヴィヨーフの権威の大きさをゆえにソロヴィヨーフらの評価に比重が置かれながらこれら二つの評価が併存する状態が続いた。そして近年ではこれら二つの評価に決着をつける風潮から距離を置き、一八世紀を一貫して改革の時代とみなし、政変をその枠組みの中で継起する事件の一つと位置づけ、人的結合関係や帝位継承、政治システムといった視点から、政変の様々な面を明らかにしようとする動きが現れている。しかしながら、こうした大きな

枠組みの中で政変を扱うことの問題点は、政変そのものの展開や評価が曖昧になってしまふという傾向を惹起する。

そしてこれらの研究を経ても政変の実態解明については、未だ多くの課題が残っている。たとえば、近衛連隊や外国の大使、官等官以外の者が実際の政変にどれほど関与していたのかという点に関しては実証研究が不十分であるように思われる。また、多くの研究が二月二五日の約定書破棄で終わっており、政変後の貴族の行く末が政変とどのように連動して、あるいは関係づけられて決められたのかという点についても検証が必要である。そしてこれらの分析を踏まえ、その他の宮廷クーデターと併せて一八世紀ロシアにおける宮廷クーデターが政治装置として果たした機能を考えなければならぬであろう。本稿では政変を史学史的に整理するにとどまったが、政変の過程を明らかにするために、最高枢密院議員個々人や政変後の彼らの処遇について分析を行う必要がある。これらによって政変をミクロな視点とマクロな視点の双方から再構築することが可能になると考えられる。展望に過ぎないが私見を述べておくならば、一八世紀ロシアはピョートル一世時代に創設、改変された統治機構や様々な制度がたびたびその欠陥を露呈し、その場その場でこれらの問題を解決しようとして（処理しきれずに）いた時代であると考えられるのではないだろうか。それゆえに一八世紀ロシアにおける宮廷クーデターは、こうした新たなシステムの不完全さを解決するための手段の一つに過ぎなかった。そして理想の政治体制の実現を模索した少数の「知識人」と自己の利害によって場当たり的に行動した大多数の貴族が入り乱れた一七三〇年政変においては、その混沌とした状況の中で問題を強引に片づけるために宮廷クーデターが利用されたと見ることができよう。このような諸問題については稿を改めて論じたい。

注

- (1) B.O.クリュチェフスキー著(八重樫喬任訳)『ロシア史講話』四、恒文社、一九八三年、三〇二頁。
- (2) 同書、三六二頁。
- (3) たとえば、一七三〇年政変を経て即位した女帝アンナは愛人であったエルンスト・ヨハン・ビロン Prince Moritz Biron (一六九〇・一七七二) に富や政治的権力を与えたり、一七三九年の冬には戦勝記念として、三万ルーブルを投じて凍ったネヴァ川の上に氷の宮殿を建築したりした。坂内徳明「氷の館」ロシア式結婚狂想曲」『言語社会』第五号、二〇一一年、二〇〇・二一九頁。
- (4) 阿部齊、内田満、高柳先男編『現代政治学小辞典新版』有斐閣、一九九九年、九四頁。
- (5) たとえば和田氏はロシアにおける宮廷クーデターの政治的意義について無制限君主制において皇帝不適格者が帝位についた場合にこれを除去し、制度の延命をはかるものであるとしている。そして一九世紀以降に宮廷クーデターが生じなかった理由を制度としての専制の機能および論理の低下にみている。和田春樹「ツァーリの歴史学的研究のために」『ロシア史研究』第四一号、一九八五年、四七・五四頁。
- (6) 専制とは狭義では君主の無制限権力を意味し、広義ではそれを核とする統治体制全般を指すが、本稿では後者の意で用いることとする。田中良英「一八世紀末までの専制

—君主と統治階級—」ロシア史研究会編『ロシア史研究案内』彩流社、二〇一二年、二九・四二頁。

- (7) 一七二六年にエカチェリーナ一世によって設置された最高行政機関。最高枢密院は皇帝を議長として、最高権力と一体となって活動した。勅令は最高枢密院において完全に成立しなければ発布されず、最終的には皇帝の承認が必要であった。帝位継承に関する事項を除いて皇帝と同権であることが定められた。Полное собрание законов Российской империи. I. Т. 7. No. 4830; Там же. Т. 8. No. 5510.
- (8) Седов, С.А. Попытка государственного переворота 1730 года в России// Вопросы Истории. Т. 7. 1998. С. 47-62.

- (9) 直訳すると「条件」という意味で、これまで「条件」「諸条件」、「約定書」、「誓約書」という訳語が用いられてきた。ここでは、一般的な「条件」とは異なり、なおかつアンナと最高枢密院の間で一度は合意が結ばれたという観点から「約定書」という語を採るものとする。なお、その最終稿は次の通りである。

全能の神の意志と全ロシアの人民の共通の願いのゆえに、余は最も輝かしい至高の君主であり、全ロシアの皇帝にして専制君主、余の最愛の君主にして甥であるピョートル二世の崩御の後、全ロシアの帝位に就いた。そして神の教えに従って、余は輝かしい至上の神の名において統治し、余のすべての国家とすべての帝国臣民の

幸福のために仕えるつもりであるし、それを望む。

それゆえ、余はギリシア正教の保持のみならず普及に可能な限り余の主要な関心と努力を向けることを固く誓う。またロシアの帝冠を受け取った余は、生命ある限り婚姻の契約を結ぶこともいかなる後継者を指名することもしない。そしてすべての身分の統合と幸福が適切な評議によって成り立つように、余は最高枢密院の八人の構成員を存続させ、最高枢密院の合意なしに以下のことをしないと誓う。

- 一. いかなる国とも戦争を始めない。
 - 二. 講和条約を締結しない。
 - 三. 余の帝国臣民に新たな税を負わせない。
 - 四. 軍官でも文官でも大佐以上の高位に昇進させることはしないし、高い官職に任命することもしない。そして近衛隊とその他の連隊は最高枢密院の権限のもとにおくものとする。
 - 五. 裁判なしに貴族の生命、財産、特権を剥奪しない。
 - 六. 世襲地も村落も賜与しない。
 - 七. ロシア人も外国人も宮廷の官職に任命しない。
 - 八. 国家歳入を使用しない。
- そして余のかけがえのないよき慈悲のもとに帝国臣民を置く。もし余がこれらの誓いを守ることができなければ、ロシアの帝位を追われることになるであろう。

Российский государственный архив древних актов. Ф.3

Op. 1. No. 6. Л.32-45об. (Куркин И.В. Плотников А.Б. 19 января - 25 февраля 1730 года. События. люди. документы. (Серия <Исторические исследования>). М., 2010. С.123-136.

より転引用)。Rafti, Marc, *Plans for Political Reform in Imperial Russia, 1730-1905*. New Jersey, 1966, pp.45-46. 『西洋史料集

成』平凡社、一九五六年、四二二頁。

(10) 以下、年代については露暦(ユリウス暦)に基づいて記す。西暦(グレゴリウス暦)に換算するには、露暦の一七〇〇年二月一九日から一八〇〇年二月一七日までの間は一日を加える。

(11) 阿部重雄『タチシチエフ研究——一八世紀ロシア一官僚の知識人の生涯と業績』刀水書房、一九九六年、二八三頁。

(12) リューリク朝の流れを汲む名門ドルゴルーキー家の出身で、最高枢密院議員。アレクセイの息子イヴァンはピョートル二世の寵臣であったために二〇歳にして主席侍従と軍司令官に任命され、聖アンドレイ勲章を授与された。皇帝の寵愛を得て勢力を拡大した一族であったが、政変後に彼らは偽遺言状作成の罪に問われて家族とともにベリョゾフ村へ流刑に処された。

(13) リトアニア大公の子孫で、大貴族(ボヤールン)であった。一七世紀末に実権を掌握した摂政ソーフイヤ(一

六五七・一七〇四)の寵臣であつたヴァシーリー・ヴァシリエーヴィチ・ゴリツィン Бакуни́й Бакулиевичъ Голыцин (二六四三・一七一四)は彼の従兄弟にあたる。ヴェネツィア留学の後、キエフ県知事を務めた。キエフでの勤務中にキエフ・アカデミーの学者を集めて学問的討論を行わせ、外国語の重要な文献をロシア語に翻訳させるなど教育事業にも積極的にかかわり、高い教養を備えた知識人として知られた。政変後、政治の一線から退いたものの、その後反逆罪の疑いでシユリツセルブルクへ投獄された。

(14) 一七一一年のブルート遠征に際し、皇帝の不在時における国政を行う九人から構成される機関として設置された。当初ピョートル一世は軍隊や外務からの干渉を受けずに国内行政を統括することを構想していたようである。最高枢密院設置までは、立法・行政・司法の統括を行っていたが、法令によってその定義や職権は明確に規定されないうままであつた。そのため、最終決定権は引き続き皇帝に存在することとなり、元老院そのものの構造や手続き上の規定は皇帝の意思によって頻繁に変化した。Yanay, George L., *The Systematization of Russian Government: Social Evolution in the Domestic Administration of Imperial Russia, 1711-1905*, Illinois, 1973, pp.63-66. 田中良英「一八世紀初頭におけるツァーリとエリート—元老院の地位と活動を手がかりとして—」『スラヴ研究』第四六号、一九九九年、九一・一二四頁。

(15) ピョートル一世による教会改革の一環として一七二一年に廃止された総主教制に代わるものとして、新たに設置された高位聖職者による合議体としての機関。これによって、教会は皇帝の支配下に入り、皇帝によって任命された俗人が院長を務めた。

(16) 官等表における一等官から四等官までの高位文官・武官・宮内官を指す。直訳は「将官団」ないし「小軍団」であるが、將軍相当位の文官や宮内官も含まれているため、ここでは一般的に用いられる「ゲネラルテート」とする。

(17) ПРАДА. Ф.3. Оп.1. No.5. Л.3-5 (Крыжину. С.150-152. より転引用)。

(18) Raleigh, Donald J., Iskenderov, A. A., *The Emperors and Empresses of Russia: Rediscovering the Romanovs*, New York, 1996, pp.37-65.

(19) 最高枢密院議員であつたアレクセイ・ドルゴルーキーの従兄弟にあたる。外交において活躍し、ピョートル二世の即位とともに最高枢密院議員に任命されると、最高枢密院議員メンシコフを失脚させて実権を握った。一七三〇年政変の後、一旦追放刑に処されるが、その後ピョートル二世の偽遺言状作成の罪によってノヴゴロドで処刑された。

(20) 元老院院長の職務は皇帝に直属して元老院を運営し、また軍隊や諸参議会による行政上の不正を監視する監察官 фискал と行政官 (покой) по (従来用語では檢察官) を取りまとめるというものであつた。この役職はこれまで一般

的に「検事総長」と邦訳されてきたが、実際の職務内容との乖離が存在するように思われる。従って本稿では裁判的職掌のみを連想させる旧来の語ではなく、「元老院院長」とする。

(21) 阿部、前掲書、二八三頁。

(22) クリユチェフスキーによると、この時に提出されたあるいは準備がなされた意見、覚書、草案は全部で一三存在し、そこには一〇〇名以上の署名が見られるものの現在その存在を確認できるものは七点のみである。Замисли дюка Липницкого//Русский архив. 1909. No.3. С.379-382. (Крыжун. С.123-136.より転引用)。クリユチェフスキー、前掲書、三三三頁。

(23) なお、補足文書はその後加筆修正されて、宣誓条項 *пункты присяги* となる。

(24) たとえば、後にアンナ治世下で勢力を拡大しつつも、政治闘争に敗れることになるカザン県知事アルテミー・ペトロヴィチ・ヴォルインスキー *Апретий Петрович Волынский* (一六八九・一七四〇) はこうした状況を伝え聞き、書簡において「神よ、一人の専制君主の代わりに独裁的で強力な一〇もの家門(による支配の運命)から我々をお救い下さい」と記し、「このままでは我々貴族は敗者にすぎなくなり、これまでになく惨めに屈服せねばならぬいだらう。そしてあらゆる者の慈悲を求めたらう」と危機感を募らせている。Kamenski, Aleksandr B. (Griffiths,

David Mark), *The Russian Empire in the Eighteenth Century: Searching for a Place in the World*. New York, 1997, p.143.

(25) ただし同時代のイギリス大使ロンデューによればこれは仮病であったとされる。Meehan-Waters, Brenda, *Autocracy & Aristocracy: the Russian Service Elite of 1730*, New Jersey, 1982, pp.134-135.

(26) ヴェストファーレンのポーフムに生まれる。アムステルダムでロシア海軍提督クルイスの秘書となったことをきっかけにロシアにおける勤務を開始し、ピョートル一世によって通訳官(後に秘書官)として登用され、頭角を現していった。特に大北方戦争におけるニシュタット講和条約締結を成功させたことは、彼の外交分野における才能を示している。この功績により男爵に叙されたオステルマンは一七二〇年代にロシア外交の主導者としてその立場を固め、アンナ時代に当時の最高統治機関であった大臣官房の一員となり、一七四一年のクーデターに伴う失脚まで外交を掌握し続けていた。田中良英「一八世紀ロシア帝国における専制とドイツ人エリート」ロシア外交に対するオステルマンの役割を手がかりに(〈特集〉二〇〇八年度大会)『ロシア史研究』第八四号、二〇〇九年、六四・八一頁。

(27) この時、アレクセイ・ミハイロヴィチ・チエルカッスキー公 *Алексе́й Миха́йлович Черкасский* (一六八〇・一七四二)と提携したオステルマンのもとに集まった貴族としてたとえばイヴァン・フォードロヴィチ・バリャティンス

キー公 Иван Фёдорович Борятинский (一六八九・一七三八)、ヴァシーリー・ヤーコヴレヴィイチ・ノヴォシリツェフ Василий Яковлевич Новосильев (一六八〇・一七四三)といった人物が挙げられる。

(28) クリユチエフスキー、前掲書、三三七頁。

(29) 宗務院副院長。キエフ・アカデミーに勤めている頃に、ポルタヴァの勝利(一七〇九年)を称えた頌詩によって、ピョートル一世の目に留まる。その後、ピョートルの改革事業を著作と説教を通じて擁護、弁明していった。そのため、特に教会史の研究者から「政治冊子の著者」という批判が向けられた。たとえばゼルノーフは彼を「有能ではあるが、野心に燃えた無節操な人物で、宮廷の寵愛を得るためには教会の自由を売り渡すことをえ辞さなかった。」と痛烈に評している。著作に『君主の意志の正義』(一七二二年)などがある。土肥恒之『ピョートル大帝とその時代―サンクト・ペテルブルグ誕生―』中央公論社、一九九二年、二二二・二二六頁。ズェルノーフ(宮本憲訳)『ロシア正教会の歴史』日本基督教団出版局、一九九一年、一五〇頁。

(30) Гордич, Я.А. Хроника одной судьбы, Художественно-Документальная повесть о В. Н. Татищеве. М., 1980. С.105-106.

(31) РГАДА. Ф.3 Оп.1. No.6. Д.49-54об. (Курюкин. С.142-147. より転引用)。

(32) 本来ロシア語の「人民」には①政治エリートないしは、支配層の最上層部の人々で、教会、国事、軍事、宮廷の出来事に直接かわる存在、②(①以外の)貴族で、市民社会と隣接し、教養ある公衆を形成する存在、③上記の人々と農奴以外の広義の人民、の三つの意味が含まれる。彼らはいずれも全国会議へ代表を送る選挙のプロセスに含まれたが、前近代および近代初期の国家において「人民」と見なされていたのは①の人々で、世論形成の主役をなしたのは①、②の人々であった。加藤史朗「一八世紀ロシアの専制政治をめぐる若干の考察―シンシア・ウイタカー氏の報告に寄せて」『ロシア史研究』第六六号、二〇〇〇年、四五頁。Whitaker, C.H., *Russian Monarchy: Eighteenth-Century Rulers and Writers in Political Dialogue*, Northern Illinois University Press, 2003, pp.59-89.

(33) ПСЗ-1. Т.8. No.5110. Сборник Русского исторического общества. Т.101. С.52-53. (Курюкин. С.148-149. より転引用)。

(34) Законодательство Петра I. М., 1997. С.61-62.

(35) エカチェリーナ一世はロシア史上初の公式な女帝であったが、ロシアにおける女性の統治者という観点からするならば、近年再評価されつつあるピョートル一世の異母姉にして摂政であった皇女ソフィーヤの存在も重要であろう。ソフィーヤに Sophie Hughes, Lindsey, *Sophia, Regent of Russia 1657-1704*, New Haven, 1990; Даспов, А.С.

Регентство царевны Софьи Алексеевны: служилое общество и борьба за власть в верхах Русского государства в 1682-1689 гг. М., 1999.

(36) 松木栄三編訳『ピョートル前夜のロシア—亡命ロシア外交家ロトシヒンの手記』彩流社、二〇〇三年、五〇頁。

(37) Куржин, С.7-30.

(38) 政変後にタチーシチェフが執筆した事件に関する記述として、たとえば『Прозвольное и согласное расуждение и мнение собравшегося шляхетства русского о правлении государственным. (Татищев В.Н. Избранные произведения. Ленинград, 1979, С.146-152.)』や『ロミア史』Татищев В.Н. История Российская с самых древнейших времен. М., Ленинград, Т.1-7, 1962-68. などがある。前者は論文で一七三三・三四年頃に執筆されたと言われるが原本は失われている。後者はロシアにおける初の歴史書として重要であるが、その原稿が科学アカデミーに提出されたのは一七三九年であり、実際に出版されたのはエカチエリーナ二世の治世下である一七六八年からであった。タチーシチェフは、政変後にアンナから即位の経緯や戴冠式の様相を記録し、出版する許可を与えられたものの、その後の政治闘争に巻き込まれた。加えてアンナ自身が政変の是非に関する議論を禁じる姿勢を明確にしていたために同書の出版が遅れた。

(39) Щербатов, М.М. О повреждении нравов в России// О повреждении нравов в России князя М. Щербатова и Путешествие А. Радищева. М., 1983. Комментарий. С.91-94. Прокопович, Ф. История о избрании и востшествии на престол блаженныя и вечно достойныя памяти государыни императрицы Анны Иоанновны. СПб., 1837.

(40) ただし本来「ロシア語の「専制」は君主が一定の権力をもつて貴族をはじめとする臣民を支配下に置くことを意味しており、絶対的な権力を表す西欧の「専制」とは異なることである。Whitaker, С.Н., "The Idea of Autocracy among Eighteenth-Century Russian Historians", *The Russian Review*, Vol.55, 1996, pp.149-171.

(41) Татищев, расуждение. С.151-152; Madaga, Isabel de, "Autocracy and Sovereignty", *Sapadlan-American Slavic Studies*, No.16, 1982, pp.369-387.

(42) Black, J. В., *The Art of History: A Study of Four Great Historians of the Eighteenth Century*, New York, 1965.

(43) РГАДА. Ф.3 Оп.1. No.4. Л.16-23об. (Куржин. С.209-217. 4頁転引用)。

(44) РГАДА. Ф.3 Оп.1. No.6. Л.49-54об. (Куржин. С.142-147. 4頁転引用)。

(45) Татищев, расуждение. С.151-152.

(46) 無制限の専制に歯止めをかけようとする点においてタチーシチェフはむしろゴリツィンに近い思想を持っている。

- た。彼らの違いは後者が最高枢密院を中核とした少数のエリート貴族による政治を志していたのに対し、前者が元老院を中心とした貴族全体による政治を志していたという点のみであったといえる。阿部、前掲書、三〇二一-三〇三三頁。
- (47) *Соловьёв, С.М.* Сочинения в восемнадцати книгах: В.18 кн. Кн.10. М., 1993. С.193-215.
- (48) Селов, С.47-48.
- (49) *Карнович, Е.П.* Замыслы верховников и челобитчиков в 1730г.// Отечественные записки. 1872. No.1. С.209-237; No.2. С.485-516.
- (50) *Корсаков, Д.А.* Воцарение императрицы Анны Иоанновны. Казань. 1880. С.179-181.
- (51) *Recke, Walter,* Die Verfassungspläne der russischen Oligarchen in Jahre 1730 und die Tronbesteigung der Kaiserin Anna Ivanovna, *Zeitschrift für osteuropäische Geschichte*, 1912, Band II, S. 11-64, 161-203. (Raeti, *op. cit.*, p.42.)
- (52) たゞせば^ニア^ニン^ニウ^ニキ^ニター^ニス^ハ一七三〇年政変の研究史整理において、コールサロフの研究を初期の研究者として位置づけらる。Meehan-Walters, *op. cit.*, p.132.
- (53) *Миллюков, П.Н.* Верховники и шляхетство// Из истории русской интеллигенции. СПб., 1903. С.1-51.
- (54) Очерки истории СССР. Период феодализма. Россия во второй четверти XVIII в. М., 1957. С.247-256.
- (55) *Анисимов, Е.В.* Россия без Петра. СПб., 1994. С.179.

- (56) *Черникова, Т.В.* Политические процессы 30-х годов XVIII в. в России. Канд. дисс. М., 1989. С.92.
- (57) *Ransel, David L.,* "The Political Perceptions of the Russian Nobility: The Constitutional Crisis of 1730", *Lawrentian University Review*, 1972, no.3, pp.20-38.
- (58) *クリュチュエフスキー, 前掲書*、三二二一-三四五頁。ロバート・F・バーンス著(清水昭雄、加藤史朗、土肥恒之共訳)『ロシアの歴史家V.O.クリュチュエフスキー』彩流社、二〇一〇年。
- (59) ビョートル一世死後の時代論については既出のアニーシキフの研究²、アナンナ治世の再評価を目的としたものとして *Петрухинцев, Н.Н.* Царствование Анны Иоанновны : формирование ваниекурса и судьбы армии и флота 1730-1735гг., СПб., 2001. またクルキンは宮廷クーデターの時代全体を対象として、豊富な史料を用いて時代の概観を試みている。 *Курукин, И.В.* Эпоха "дворских бурь" : очерки политической истории послепетровской России, 1725-1762 гг. Рязань. 2003. また一八世紀の貴族を扱った伝記の例として *Давленко, Н.И.* Меньшиков : подержавянный владетелин. (Жизнь замечательных людей : серия биографий, вып. 757, 1153(953)). М., 1999; *Курукин, И.В.* Артемий Волянский (Жизнь замечательных людей : серия биографий, . Малая серия, вып. 23) . М., 2011.
- (60) *Каменский, op. cit.*, pp. 122-193.

- (61) たとえば一九七八年の *Canadian-American Slavic Studies* ではまさにこの宮廷クーデターの時代に関する特集が組まれた。*Canadian-American Slavic Studies*, Vol.12, No.1, 1978.
- (62) マルク・ラエフ(石井規衛訳)『ロシア史を読む』名古屋大学出版会、二〇〇一年、八五頁。
- (63) Raef, *op. cit.*, pp.41-52.
- (64) Meehan-Waters, *op. cit.*, pp.134-135.
- (65) *Ibid.* pp.71-95. なお貴族が皇帝に従属していったという観点ではエフも指摘している。Raef, Marc, *Origins of the Russian Intelligensia : the Eighteenth-Century Nobility*; New York, 1966.
- (66) ウィッタカーによると、こうした「選挙」は一八世紀のみならず、ミハイル・ロマノフ(一五九六・一六四五)在位一六一三・四五)の皇帝選出に見られるように、ピサント時代やロマノフ朝以前にも存在した「慣習」のよきな連続的な仕組みであった。Whitaker, *Russian monarchy*; pp.69-78.
- (67) Kivelson, Valerie A., "Kinship Politics/ Autocratic Politics: A Reconsideration of Early-Eighteenth-Century Political Culture", Burbank, Jane, Ransel, David L. (eds.), *Imperial Russia New Histories for the Empire*, Indiana, 1998. pp.5-31; LeDome, J.P., "Ruling Families in the Russian Political Order 1689-1825", *Cahiers du Monde Russe et Sovietique*, Vol.28, No.3-4, 1987, pp.233-312. シモン・P・ルゼン(松里公孝
- 訳)「一八世紀のロシア(一七〇〇・一八二五)」和田春樹、家田修、松里公孝編『スラブの歴史 講座スラブの世界第三巻』弘文堂、一九九五年、六三・九五頁。
- (68) Graeff, James, "The Succession Crisis of 1730: A View from the Inside", *Canadian-American Slavic Studies*, Vol.12, No.1, 1978, pp.61-85; Madariaga, Isabel. De., "Portrait of an Eighteenth-century Russian Statesman: Prince Dmitry Mikhaylovich Golitsyn", *Politics and Culture in Eighteenth-Century Russia: Collected Essays*. New York, 1999, pp.57-77; Юхт, А.И. Государственная деятельность В.Н. Татищева в 20-х начале 30-х годов XVIII в. М., 1985. なお、先出の阿部氏の『タチーシチェフ研究』はエフトのこの著作に刺激を受けてまとめられたものである。
- (69) Плотников, А.Б. Программный документ Верховного тайного совета в 1730 г.// Россия в XVIII столетии. Вып. 1. М., 2002. С. 38-49; Он же. «Продолжение» Кондиций и последний политический проект Верховного тайного совета в 1730 г. Верховники за изучением предложений «знатного шляхетства» // Россия в XVIII столетии. Вып. 2., М., 2004. С.221-232; Он же. Акты ограничения самодержавной власти в 1730 году (опыт историко-ведического изучения)// Россия в XVIII столетии. Вып.3., М., 2009. С.152-177.
- (70) Куркин, 19 января - 25 февраля 1730 года. С.61.

(お茶の水女子大学大学院博士後期課程)